九　独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第二号の規定に基づき別に厚生労働大臣が定める事業（平成十八年厚生労働省告示第三百二号）第三号
十　国民健康保険法施行規則第五条の五第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成十八年厚生労働省告示第三百七十四号）第二号
十一　補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十八号）第一項
十二　独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第四号の二に規定する厚生労働大臣が定めるサービス（平成十八年厚生労働省告示第五百八十五号）
十三　国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成十九年厚生労働省告示第三十四号）第三号
十四　国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成十九年厚生労働省告示第三十五号）第二号
十五　医療提供体制の確保に関する基本方針（平成十九年厚生労働省告示第七十号）第七の6
十六　国民健康保険法施行規則第二十七条の十二第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成二十年厚生労働省告示第二百三十八号）第二号
十七　厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置（平成二十二年厚生労働省告示第三百四十号）
十八　障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十号）第一号イの(1)から(3)まで及びロの(2)並びに別表第二
十九　職業訓練実施計画（平成二十四年厚生労働省告示第三百二十一号）第三部の四の(3)
二十　独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第四号に規定する厚生労働大臣が定めるサービス（平成二十四年厚生労働省告示第三百二十八号）

第三　次に掲げる告示の規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。
一　生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十八号）別表第1第1章の3の表及び第2章の2の(1)の表の㊟
二　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法（平成十七年厚生労働省告示第三百六十五号）別表第2章の11の注2及び第3章の1の注2
三　診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一区分番号Ｂ００９の注4
四　訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第六十七号）別表区分番号０１―２の注2

第四　指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（平成十八年厚生労働省告示第六十五号）の一部を次のように改正する。
第一条中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「第一条第一号」を「第一条の二第一号」に、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第五　指定自立支援医療機関（精神通院医療）療養担当規程（平成十八年厚生労働省告示第六十六号）の一部を次のように改正する。
第一条中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「第一項第三号」を「第一条の二第三号」に、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第六　障害者自立支援法第五十八条第三項第二号の厚生労働大臣が定める額（平成十八年厚生労働省告示第百五十六号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第三項第二号の厚生労働大臣が定める額
本文中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第七　障害者自立支援法第五十八条第四項の規定による自立支援医療に要する費用の額の算定方法及び同法第六十二条第二項の規定による診療方針（平成十八年厚生労働省告示第百五十七号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第四項の規定による自立支援医療に要する費用の額の算定方法及び同法第六十二条第二項の規定による診療方針
第一号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第八　障害者自立支援法施行令第三十五条第一号の支給認定に係る自立支援医療について費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第百五十八号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第三十五条第一号の支給認定に係る自立支援医療について費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるもの
本文中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改め、第一号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第九　厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第二百三十六号）の一部を次のように改正する。
本文中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に改める。

第十　保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成十八年厚生労働省告示第四百九十八号）の一部を次のように改正する。
第九号ヲ中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「第一条第一号」を「第一条の二第一号」に改める。

第十一　障害者自立支援法第七十条第二項及び第七十一条第二項第二号の厚生労働大臣が定める額（平成十八年厚生労働省告示第五百二十五号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十条第二項及び第七十一条第二項第二号の厚生労働大臣が定める額
本文中「障害者自立支援法（」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（」に改め、第四号中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。